

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することになりましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

(乙) <https://mentorme.co.jp/>

令和七年六月二十七日

東京都千代田区六番町一番七号

(甲) 株式会社 Aoba BBT

代表取締役 柴田 巖

東京都千代田区二番町三番地

(乙) Mentor Me 株式会社

代表取締役 宮本 圭介

合併公告

左記法人は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することになりました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月二十七日

東京都港区北青山二丁目七番二八号

(甲) 表参道税理士法人

社員 愛知貴加年

東京都港区西新橋二丁目一九番四号喜助西

新橋ビル三階

(乙) フェニックス国際税理士法人

社員 中村 大相

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することになりました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載 官報

掲載の日付 令和七年五月二十二日

掲載頁 六十五頁(号外第一二二号)

(乙) 掲載 官報

掲載の日付 令和七年五月二十二日

掲載頁 六十一頁(号外第一二二二号)

令和七年六月二十七日

東京都東村山久米川町五丁目三三番地二四

(甲) 山崎教育システム株式会社

代表取締役 山崎 正

東京都東村山久米川町五丁目三三番地二四

(乙) 株式会社ヤマザキ

代表取締役 山崎 正

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することになりました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載紙 官報

掲載の日付 令和七年五月二十七日

掲載頁 七十一頁(号外第一一六号)

(乙) 掲載紙 官報

掲載の日付 令和七年五月二十七日

掲載頁 七十三頁(号外第一一六号)

令和七年六月二十七日

東京都港区西麻布三丁目二番三〇一〇一

(甲) 株式会社ベータグリッド

代表取締役 妹尾 勲

福岡市中央区平尾浄水町三番三三

(乙) 株式会社明日クリエイト

代表取締役 松嶋由里子

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することになりました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月二十七日

東京都中央区日本橋室町四丁目三番九号

(甲) Song Holdings 合同会社

代表社員 アールエス・エイチシー

オー・インベストメント・エ

イチケー・ホールディング

ス・リミテッド

職務執行者 コルム・ジョン・オコネル

東京都中央区日本橋室町四丁目三番九号

(乙) Song Bidco 合同会社

代表社員 Song Holdings

合同会社

職務執行者 コルム・ジョン・オコネル

合同会社

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することになりました。

効力発生日は令和七年八月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有して

いますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

(乙) 掲載 官報

掲載の日付 令和七年四月十一日

掲載頁 四十四頁(号外第八十二号)

令和七年六月二十七日

東京都中央区新川一丁目一六番三三

(甲) セグエグループ株式会社

代表取締役 愛須 康之

大阪市淀川区西中島五丁目五番一五号

(乙) ジェイズ・ソリューション株式会社

代表取締役 上村 達也

大坂市淀川区西中島五丁目五番一五号

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することになりました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は、甲は確定した最終事業年度はありません。乙は計算書類の公告義務はありません。

令和七年六月二十七日

東京都渋谷区恵比寿西一丁目九番一号

(甲) 株式会社鈴木ビル

代表取締役 鈴木 英雄

東京都渋谷区恵比寿西一丁目九番一号

(乙) 有限会社ハナブサ商会

代表取締役 鈴木 貞雄

東京都渋谷区恵比寿西一丁目九番一号

代表取締役 鈴木 貞雄

代表取締役 鈴木 貞雄

代表取締役 鈴木 貞雄

代表取締役 鈴木 貞雄

代表取締役 鈴木 貞雄

代表取締役 鈴木 貞雄

代表取締役 鈴木 貞雄

代表取締役 鈴木 貞雄

代表取締役 鈴木 貞雄

代表取締役 鈴木 貞雄

代表取締役 鈴木 貞雄

代表取締役 鈴木 貞雄

代表取締役 鈴木 貞雄

代表取締役 鈴木 貞雄

代表取締役 鈴木 貞雄

代表取締役 鈴木 貞雄

代表取締役 鈴木 貞雄

代表取締役 鈴木 貞雄

代表取締役 鈴木 貞雄

代表取締役 鈴木 貞雄